

平成 1 8 年 1 1 月 9 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 2 1 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第21回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年11月9日(木)

開会 午後1時37分

閉会 午後3時50分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 古 木 光 義
牧 野 征 夫 小 林 章 子
大 澤 祥 一

署名委員 小 林 章 子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長 大澤 祥一

教育部長 吉岡 正生

総務課長 渡邊 博

学務課長 島田 文直

指導課長 樋口 豊隆

指導主事 浅野 正道

学校給食課長 佐島 彰

生涯学習課長 府中 義則

体育課長 田中 博

公民館長 宿澤 正則

図書館長 藤田 力

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係 五十嵐 敏行

案 件

1 協議

(1) 特別支援教育について

2 報告

(1) 「いじめ防止」パンフレットについて

(2) 教育課程の適正な編成・実施・管理について

(3) 懲戒処分基準の一部改正について

(4) 平成 1 9 年度全国学力・学習状況調査の実施について

(5) 中学校ミルク給食で発生した異味牛乳について

(6) 平成 1 9 年「成人を祝うつどい」の開催について

(7) 立川市中央図書館の利用に関するアンケート調査結果について

3 その他

平成18年第21回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年11月9日
教育委員会会議室

1 協議

- (1) 特別支援教育について

2 報告

- (1) 「いじめ防止」パンフレットについて
- (2) 教育課程の適正な編成・実施・管理について
- (3) 懲戒処分基準の一部改正について
- (4) 平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について
- (5) 中学校ミルク給食で発生した異味牛乳について
- (6) 平成19年「成人を祝うつどい」の開催について
- (7) 立川市中央図書館の利用に関するアンケート調査結果について

3 その他

開会の辞

藤本委員長 ただいまから、平成18年第21回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議内容は、お手元の資料のとおりでございます。協議から入ります。

本日の会議に入る前に、署名委員は小林委員にお願いいたします。

小林委員 はい。

藤本委員長 よろしく申し上げます。

協 議

(1) 特別支援教育について

藤本委員長 内容に入っております。協議(1)特別支援教育について、指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 前のご協議をいただきました、立川市における特別支援教育の今後の方向性についてということでございます。資料、前回お配りいたしましたけれども、きょう、お手元でございますでしょうか。

前のご意見いただきまして、例えば2ページにございます、とみに中学校における情緒障害学級、相談学級と適応指導教室、いい言葉がございませんけれども、適応をどのように、学級に通わせていけるかどうか、要するに同じ課題を持った子どもが両方に通級しているのではないか、その辺のあたりを今後きちんと整理していったほうがいいであろうというようなご意見もいただいております。

それから7ページの一番最初の、基本的な考え方の最後の1文でございますが、ちょっと長くて、主語が繋がっていないのではないかなというようなご指摘もいただきました。そこは2文に切らせていただいて、特別支援教育の大きな目的は、障害の有無に関わらずすべての子どもたちのためにであり、立川市における特別支援教育というのは、特別な支援を必要とするすべての子どもたちに対する適切な指導を行うことをその基本としているというように2文に切らせていただきたいというように思います。

また、きょう何かご協議いただけることがありましたらいただきまして、もしなければこのような考え方で立川市の特別支援教育を進め、基本的な考え方ということで説明させていただきたいというように考えております。

藤本委員長 ありがとうございます。本市における特別支援教育の今後の方向性についてということで、前回に引き続いてまたご報告いただきました。これに関して何かございますか。

古木委員、お願いします。

古木委員 先回いただきました資料7ページの、この前も委員長さんからご指摘がありましたけれども、「すべて」の重複の部分はどのように修正なさいましたでしょうか。

藤本委員長 指導課長、お願いします。

樋口指導課長 「特別支援教育は、障害の有無に関わらずすべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指しております」と1文で切らせていただきます。そして行変えをして、「立川市における特別支援教育は、特別な支援を必要とするすべての子どもたちに対する適切な指導を行うことを基本的な考え方と捉えている」ということで2文にさせていただきますように思っております。

古木委員 了解しました。

藤本委員長 ほかにございますか。牧野委員。

牧野委員 基本的な考え方は国、市、同じような考え方でいっていますのでこれはいいと思うのですが、問題はコーディネーターの扱い方が1点と、それから、今問題になっているコーディネーターともう1つは、19年度からやるにすれば各学校が果たして校内体制がとれているのかどうか。研修も含めて、教員一人一人が特別支援教育というものについての理解がどこまで今進んでいるのかというのが少し疑問なのですね。回って行かせていただいても、名前だとかアウトライン的には存じ上げているみたいですが、やはり子ども一人一人に関わってくるものですから、そういう子ども一人一人に関わってくる部分でのうちのクラスはどうなのかという、その視点までおいてほしいのですが、そこまでいっているのかどうかという疑問があるのですが、その辺の校内研修とも含めて2点、お答えいただけますか。

藤本委員長 指導課長、説明願います。

樋口指導課長 お手元の資料の12ページに特別支援教育のコーディネーターということで校内における役割、外部機関との関係における役割、保護者との関係づくりを担う役割ということで役割を示しております。この資料の後半にございます表の中で、最後から2ページ目でございますけれども、今ご指摘いただきましたように、特別支援教育の実施計画の中で、特別支援教育のコーディネーター研修、これに関しましては年7回ということで平成18年度も引き続き行いまして、牧野委員から今ご指摘いただいたようなあたりも研修を行っているところではございます。これは19年度以降もこの研修はさらに継続させていくというように考えております。

ご指摘のように、実際19年度から実施になったときに、全く完璧な体制での実施ということよりも、この19年度からの状況の経過の中で研修の内容を改善していったり、課題に応じた研修を実施したりということが必要になってくるであろう、そういうことは考えております。まずこのあり方、この冊子自体を学校、教職員はもちろんですけれども、きちんと示して、全体像を理解させるということが何よりも大切であるというように思いますので、この資料については、このコーディネーターの研修も含めて活用していきながら理解を図っていききたい、そのように考えているところでございます。

藤本委員長 牧野委員、いかがでございますか。

牧野委員 コーディネーターというのは各学校に1名ずつ校長が指名していると思うのですが、そのコーディネーター研修は研修としていいのですけれども、例えば各学校にお

いては、言葉はあまりよくないけれども、個別指導するときに、少し細かくなりますけれども、例えば3年1組のA君は2時間目、3時間目に個別指導をしたいといったときに、教室数が本当にあるのかなと、個別指導するときにですね。教室の施設設備の問題がありますけれども、そういったところも各学校の事情が違いますから、あえてこれはこうだという答は出ませんけれども、そういったところもやはり我々教育委員会側で、学校側任せではなくて教育委員会がそこに入っていく限りはできないのではないかと。特に今ひとつ残念なのは、松中にしても七小にしても、施設的には非常にちょっと疑問を感じるのですけれども、そういう指導をするには指導するなりの施設設備をきちっとしてあげるとというのが行政の役割だろうと思います。その点のところ、こういう特別支援教育が各校で始まったとしたときにそういう器があるのかどうか、その辺のところはどうでしょうか。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 まず1つ目ですけれども、特別支援教育、そこで取り出し指導をしていく必要性が出てきたときに、現状で、学校でどのような対応ができるかということはこれからお示しをしていかなければならないことであるとは思っております。

それから施設設備的なところでは、松中あるいは七小の今年度からの、これについては来年度より充実した方向での計画、また実施を行っていく予定で検討は進めております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 ということは、今、はっきりとした施設設備も含めて今後の対策に委ねられるという考え方しか出てこないですね。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 現状では、実施をしながら課題を見つけて、その課題に対してどれだけ私もが誠実に対応できるかというあたりも考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても、全国で同時にこの19年度から特別支援教育がスタートいたしますけれども、完全なこの目的の形での実施というよりも、現状の心身障害教育、立川市の長い伝統のある心身障害教育を基盤にして、徐々に移行していくというようなことを進めていければというようにも考えております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 障害学級と軽度発達障害と区別をしっかりとしてほしいのですけれども、そのところを混乱して指導はできないだろうというように思うのです。障害児学級は以前から行われている障害児学級の歴史がありますから、それはそれでやっていけると思うのですけれども、軽度発達障害の例えばADHDだとかLDだとか、高機能自閉症、ああいう児童に対してのものについては全く違った指導体制が行われなければいけない。その体制組織を19年度から実際に行わなければいけない、もう本当何ヵ月かしかないわけですけれども、そういう中において、やはり障害児と云々という言い方はしてほしくない。やはり軽度発達障害は軽度発達障害なのですから、その辺をどうするかというところを明確にしながら特別支援教育の実施をしてほしいというようにお願いしたいなと思います。

藤本委員長 今も混同しているところもあるのですね。一緒にやっているところもね。学校の実態や児童生徒の実態がそれぞれ学校によっても違いますし、それから先ほどあった、施設も違いますね。ですから、そういう状況を踏まえながら今後これを進めていっていただければよしいなというように思うのですが、何かございましたら。教育長。

大澤教育長 19年度から実施という方向性が出ていて、その19年が来年度のわけですね。ところがこれを実際に実施に移すとなると、法律関係で3桁に上る法律改正が必要なのだということでありましてけれども、まだその辺も手はついていないということで、ただ目標として19年度に実施ということなので、我々は周辺のできるのところから環境整備を図っているのですが、確かにそういう状況からすると今後、国だとか東京都の具体的な動向を見ながら進めていくということになるのですね。

もう1つ7ページで、特別な支援を必要としているすべての子ども、ここに言っているのは、いまLD、ADHDに限定したのではないよと。というのはLD、ADHDというのは誰がどういうふうに認定するのだという一番入口の問題があるのですよね。そうすると、その辺というものはやはり個人の人権の問題ともいろいろと関わる部分であるので、これが国なり東京都から、こうこう、こういうやり方によってそういう子どもたちを特定しているのだと。特定するにも保護者の理解だとかいろいろなことが出てくるわけですね。ですから、まずそれは19年度に向けてそういうような対象者を特定はできないだろうと。

そうなってくると、やはり教室の中でもってこの子は支援が必要だな、要するに障害云々ではなくして、この子は現実的にちょっと手がかかって、少し普通の子とまた別な支援が必要だとか、そういうことを全部ひっくるめて対応していこうよという考え方なので、7ページで言っているように、支援を必要としているすべての子どもたちが対象ということでありまして、国、東京都で考えている特別支援教育そのものを実施していくということになると、これはやはりしばらく先になってくるのかなという感じがするので、やはり私はそういう位置づけをして、取り組めるところは取り組んでいきたいというそういうことなので、是非ご理解をいただきたいと思います。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 教育長のおっしゃることはわかるのですけれども、いま全国ではだいたい6.2%、東京都で4.2%という実数が出ていますね。立川は前にやったときの発表、去年でしたか、発表では東京都とほぼ同じような4.5%でしたか、そんな数字が出ていたと思うのですけれども、そういうことからすると現場ではもうその数が確認できているというか、そういう制度があって児童がいるのだということを考えながら現場ではやろうという意識を高めているのだと思うのですけれども、我々教育委員会としては、そういう数値も出ている中で、やはりいま親の問題があります。確かに親はうちの子がLDなんて認めてほしくないんだと。医者にも行きたくないんだという親もいらっしゃるし、やっぱり調べてきちんとそういう確認をし、認定をしてほしいのだという親もいらっしゃいますから何とも言えないのですけれども、やはりそれだけの数が現場にいるという把握があるとすれば、数字が間違っているか

もわかりませんから後でまた確認してください。そういう中でここに出ていますけれども、現場での基本的な指導法といいますか、個別指導法という部分を、個別指導計画までありますから、やはりこれからは個別指導計画もきちっと作っていかなければいけないわけですから、たむやみに延期させるというか、こういう問題をどうするという問題ではなくなってきたのではないかと。国は今後一切どうこう手を出しませんし、東京都だって各区市町村に任せていますので、そういう部分では区市町村の動きの差が今後もっと出てくるだろうという、そういう厳しさはあるのですね。そういうところを確認してほしいです。

藤本委員長 教育長。

大澤教育長 立川市にLDなりADHDが何人いるかというものは、これは校長会、内部的な検討会であくまでも極秘裏に進めたといいますか、そういうデータでありますので、これはどこでもオーソライズしたわけでもないの所以我々も外に出したことはありません。その数字が調査によってすごく大きく変動するということがあるので、これは安易にあまり表に出せないという我々の考え方でいるのですが、ここで7ページで申し上げたのは、これは特別に支援の必要な子への対応を先延ばしにするのではなくして、特別支援教育というのはLD、ADHD等の軽度発達障害が対象ですけれども、はっきりLD、ADHD等を対象にしたそういう特別支援教育はできませんよと。ただ、そういう、たぶんそうであろう子どもたちも含めて、たぶんそうではない子もいるでしょうけれども、そういうことも含めて19年度から進めていきますよと、そういう理解なのです。

ですからその辺は先ほど言ったように、本来の特別支援教育ではないかもしれないけれども、そういう子どもたちも取り込んで、もう少し広い範囲で対象を捉えて進めていくという、そういうことです。ですから将来的にはっきりと特別支援教育の対象者をLDだのADHDということをしかりと認定するその手段だとか方法だとか、そういうものが画一的に決定されれば、これは国なり東京都が考えている本来の特別支援教育が進められるというそういうことです。何回も言いますが、進めていくというのは19年度から実施をするというものでこれを今わかるようにして方針をつくっているわけですから、そういうことで。

それから、個別指導計画についても当然つくっていくと。その中には実際の障害の子もいるし、または障害ではない子もいる。そういう子どもに対して計画を作って支援をしていくというそういう考え方です。その方針がこのとおりであるということです。

藤本委員長 今の教育長の話はすべての子どもという立場でお話いただいたと思いますが、これについてほかの委員さん、いかがですか。小林委員どうぞ。

小林委員 学校にお邪魔しますと、「特別支援教育、立川はどうなっているんだ」と聞かれたことが何度かありましたので、こういうように構想を示せば喚起されると思いますので、スムーズにできるようにお願いします。

藤本委員長 古木委員、いかがですか。

古木委員 全国に先駆けてと言いますが、他市に先駆けてこういう方向性を指導できるということはすばらしいことだと。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 今のは、全国的にやるんです、19年度からは。本市だけではないですけども、それはちょっとあれですけども。

もう1つだけ聞きたいのは、本籍、副籍の問題がありますね。本籍、副籍をどうするかという問題がありますけれども、例えば、私も前に指導相談をやったときに、どうしてもA学校に行きたいんだと。養護学校に行きたくないんだと。こういうお子さんがいらっしゃるわけですね。そういう場合に、やっぱりこの学校に残りたいのだと。だけどやはりお子さんによって、この子はこういう養護学校、盲ろう学校に行ったらいいですよという、そのほうが伸びますよという話しになっていって、親は納得したかどうかわかりませんが行っていただいたという実績はあるのですけれども、ただこれからは、やはりそういうものと本籍、副籍というものができあがってくると、支援学校との連携というのが非常に大きな柱になります。その支援学校との連携もたぶん武蔵台養護学校ですとか立川ろう学校ですとか、羽村の養護学校ですとかということとの連携はできあがってきていると思いますけれども、当然受け入れる学校の地元の学校の関係ですね。その本籍、副籍の理解が果たしてどこまで進んでいくのかなという心配があるのですけれども、その辺のところはこれと同時に進行しなければいけないと思いますけれども、その辺は今どういう動きになっていますでしょうか。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 その前にいま委員の皆様のご議論の中にもございましたように、立川市の考え方として、軽度発達障害も含めた障害がある子どもというような対象に限定するのではなくて、特別な支援を必要としているすべての子どもたちというような考え方に立っております。これは前回もキーワード的にお話をいたしました、学級で困らせている子ではない、子どもたち自身が困っている子どもへの支援、そういうような考え方に立っております。

6ページに個別指導計画というお話も出ましたけれども、個別指導計画、さらには個別支援計画というようなもっと先の見通しの持ったものへということも考えていかなければなりませんけれども、この個別指導計画についても、コーディネーター研修あるいは校内の研修なども行っていただいておりますが、この個別指導計画ひとつ作るにしても、保護者の十分な理解と協力が得られないと実施ができません、保護者とのやり取りがございますので。

それから、いま副籍ということでお話が出されておりますけれども、これはセンター校になる武蔵台養護学校を含めて、立川に現在関係している9校の養護学校の担当者と立川市教委の指導課私たちのほうで打ち合わせ会を行いたいというように思います。それからこの副籍、つまり立川の地元に住んでいて、例えば一小には行っていなくて養護学校に通っている子がいるとすれば、その一小が副籍校になるわけですけども、そこを副籍校にするかどうか、これも保護者の理解と同意が必要です。保護者が「それは必要ありません」と言えばその副籍は行わないことになりますので、いる子どもたちがすべて強制的に副籍校になるわけではありませぬので。

では実際にどのような取り組みをやるかということは、前回もご説明させていただきまし

た 16 ページに書かれておりますように、これは要するに地元地域で学んでいる子どもたちが将来的にも友人同士の関係ができるようにというような願いも込められておりますので、例えば手紙の交換からはじまって運動会の見学をすとか、行事によっては参加をすとか、そのような見通しの取組み、そういうようなことも各学校の担当者または管理職、そういうことへの、これについての内容の理解、周知ということも今後行っていかなければならない、そういうように思っております。

それから 1 つ前に戻りまして恐縮でございますが、9 ページでございますように、9 ページの第 3 章の最初の 4 行の部分が極めて大切な部分でありまして、特別支援教室へ移行していくという形は国において当面の検討課題になっております。この辺は都教委からも慎重にということが示されておりますので、次年度につきましては、現在の固定の心身障害学級、つまり今後、固定的支援教室というように名称が変わります。それから現在の通級指導学級が専門的支援教室というようになりますが、ここが立川としての基盤として動き始めるというようなことの見通しで考えております。そのような意味で、現在の心身障害教育等の実績の上に特別支援教育ということでお話をさせていただきました。

藤本委員長 このこともおわかりいただけますね。あとは、実際には親の理解、協力というのは大変な負荷になるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

国のほうで方向性を示され、立川市において特別支援教育の今後の方向性についてということでここで提案をされております。前回と 2 回に渡ってのご説明がございましたけれども、このような内容で、まだ、今お話いただきましたような課題がいっぱい残っておりまして整備していかなければならないということでございますが、こういう方向性をもって進めるということにご理解を賜わりますでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

藤本委員長 ということですので、この案というのはここでとっていただいて。

牧野委員 ちょっといいですか。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 案ということでなくて、教育委員会の最終的な報告にさせていただいて、今後変更するという可能性がありますので、これは、案をとるということはきちっと決めてしまうことです。最終報告にしていっていただければ私はありがたいと思います。案はとってしましますと今後変わる可能性って、幾つか出てくると思います。そういう面では変更できるような形をとっていただいたほうがいいと思いますけれども、これで決定してしまうわけですね、案をとってしましますと。だから、最終報告をしながら今後変更もあり得るよという、そういうようにされたほうがいいと思いますが。

藤本委員長 暫時、休憩します。

午後 2 時 0 5 分休憩

午後 2 時 1 2 分再開

藤本委員長 休憩を解いて、再開いたします。

ただいまの特別支援教育の今後の方向性についていろいろご意見いただきましたけれども、この案につきましては、今後の進めていく上で案がついたままということではできませんので、これはご了承いただいたものとして案を取りたいと。取るに当たっては、1 ページの一番下の段落にも説明がありますように、立川としても今後これに必要な条件等がいろいろ出てくよいかというように思います。そのときには改めて教育委員会に提示してご協議いただくということで、この案を取ることに賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

藤本委員長 ということにいたしますので、案を取ってそういうご了解を得たいと思います。ありがとうございました。

報 告

(1)「いじめ防止」パンフレットについて

藤本委員長 続きまして報告に入ります。

報告(1)「いじめ」防止パンフレットについて、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 お手元の資料、前回第1案ということでお示しをいたしました「子どもたちの豊かな学校生活のために」のパンフレットでございますけれども、前回ご指摘をいただきました2ページ目でございます。市教委といたしまして今回、いじめの問題の一番大きな問題はやはり教師と子どもとの信頼関係の部分ではないかということで、このことを大きく取り上げておりますけれども、2ページ目の下に1つ項目を増やしました。教師としての人権感覚を振り返るといふチェックの欄を設けまして、このように新たな形で作成をして、11月2日の校長会、7日の副校長会、本日の生活指導主任会、それから11月16日になりますが第2回人権教育担当者の会議でこれを配布しながら、学校での活用などについてこれからもまた周知、理解、そして活用の徹底ということで進めてまいりたいと思いますので、ご報告いたします。

藤本委員長 これについては、いかがですか。牧野委員。

牧野委員 私の見誤りだったらごめんなさい。これは学校関係に対するリーフレットですね。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 学校の教員向け5ページまででございます。6ページから小中学生向けでございます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 親に対してはどういうようなものを出す予定ですか。親御さんたちはかなりこのことについて神経をピリピリしていらっしゃると思うので、立川市としていじめの発見ですとかいじめを撲滅するとか、命の大切さというのをやっているということを市民に知らせることが必要だろうと思います。それがどのようになっているのかわからないです。

藤本委員長 学校からは当然、保護者宛にいろいろいっていると思いますが、今の質問に対

して指導課長、いかがでしょうか。

樋口指導課長 前回ご報告させていただきましたように、現在、各学校でいじめ解消の特別点検旬間を設けて実施をしているところがございますけれども、各学校長に対して指導しております点は、まず学校だよりに、確実にいま点検旬間でいじめの解消ということに取り組んでいるということを保護者、地域への周知をする。つまり、形に見える学校としての取り組みを保護者、地域の方に周知をするということの依頼をしております。今、学校だよりなどの報告をいただいておりますけれども、地域、保護者に向けての取り組み、そのようなことを各学校で実施しております。

また、11月16日の人権教育担当者の会では、このいじめ点検旬間にどのような取り組みを行っているのかということ、資料をもとに各学校での情報交換と中間報告的な形で教育委員会にも報告依頼をしております。

それからこの資料については、先だつての小学校PTA連合会でもちょっとお示しをさせていただきました。このように学校、子どもたちに対しての取り組みを行っているということで、例えば道徳公開講座でありますとか、そういうような機会にこのパンフレットを増し刷りして活用してもらおうような依頼をしております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 「親に対して」と言ったのですけれども、保護者に対して、市民に対して、学校は何をやっているのだろうか、教育委員会は何をやっているかという疑念を持たれてたぶん今いると思うのです。そういうものを少しでも払拭するために、学校に対してはこういう指導、子どもたちにはこういう指導をやっていますのでご協力をというような、何か一つほしいのではないかなと思うのですけれども、その辺は今のところはないということなのですね。

藤本委員長 今の牧野委員のご質問は、市教委として保護者宛にという話ですね。

牧野委員 保護者だけではなくて一般の市民と言ったらいいでしょうかね。教育委員会はこういうことをやっていますよと。学校に対しても、児童・生徒に対してもこういう指導をしているんだよと。だから立川市としては万全ではないけれども、安心してほしいんだというようなぐらいPRを少ししてもいいのではないかと思うのだけれども、その辺のところはどののですか。

藤本委員長 タイミングの問題もあるけれども、広報とか「たち」などではなくて、文章として何かそういうことを考えたほうがいいかどうか。指導課長、何かご意見がございましたら。

はい、教育部長。

吉岡教育部長 これについては結論から言うと、永遠の課題だというようには理解しております。なぜ「教育委員会」がというような主語が出てくるかということなのですが、立川市の考え方としまして、立川市の子どもたち、青少年健全育成会、これは立川市の首長が会長であり、義務教育を受けているか受けていないか関係なく立川市の子どもという位置づけの中で対応を考えているわけです。そこでこれまでに教育委員会にあった主幹課、これをも見

直しを図り、そういうような体制の中で立川市の子どもたちを育成していこうではないかという考えを持っています。

それに基づきますと、当然子どもには家庭があり、親がいる、兄弟がいるということで、その中で子ども 21 プランですとか、総体的な計画の中で対応するという。教育委員会事務局につきましてはその一つのパートを担当しているという、小学校、中学校。そういうようなことがあります、立川市の全体の考えの中では縦割りにほしくないということなので、そういう大きな 21 プランですとか、青少年問題健全育成、この中身が教育委員会で担当していきましたり、市長部局で担当していきたりというようなことがありましたので、これらについて整理統合を図り、一括して一環の中で対応できるような考え方を整理させていただいて、青少年問題につきましてもまだ時間等も経っておりません。そのような中で対応を図ることなので。

ですから義務教育、小学校 6 年生、中学校 3 年生に来ておられる家庭の親に対しては確かに特別なルートで学校ということ、また教育委員会ということで指導、連絡または疑問に思っているところ、そういったことについての払拭を図ることはできるとは思いませんけれども、立川市全体とすると、家庭教育から、乳児から、幼児教育、小学校教育、中学校教育で児童福祉法に定められているところの 18、そういうところまでの全体を目を通した中での対応ということをしなればいけませんので。

ですからいま牧野委員が言われることはわかります。我々のパートの部分をどういう形で、どういうような形でもって、もっともってできないのかというようなご質問だと思います。しかしながら今、全国的な社会状況の中ではこのような問題が非常にクローズアップはされていますけれども、正直、私は、そういうものはほんの一部であって、ただ目立つ、声の大きい人が意見が通るといような形の中で、全部が全部でないというように私は信じたいと思っていますので、やはりできるところについては、後ほどもありますけれども、対応について十分に考えていきたいなど、しなればいけないという意識は持っておりますので、できるところから、またやらなければならないところ、これについては精査した中で対応していきたいというように考えておりますので。

全体の話になってしまいましたけれども、そういった立川市の組み立て方があるということの一部で、我々が担当させていただいているというように考えております。なかなかこれ難しいと思いますが、よろしく申し上げます。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 それに対して、大事なことなので。一部のというだけでなく市全体の中で考えていくということ、これはいいんです。だったら学校、教育委員会、人権擁護委員会、それから子ども家庭部も含めたあらゆる子どもに関わる部署が、立川市として命の大切さですとか、人をいじめるとか、そういうものに対しては許さないのだというような、大げさに言えばキャンペーンみたいなのを張って、市全体としてやっていくということは大切なことだろうというように思っていますので、そういったことが教育委員会だけという意味で考えて

ほしいけれども、そういう立川市全体の構想があるとすれば、そういった部分を組み入れてほしいということですね。それをお願いしたいなと。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 確かに牧野委員ご指摘のとおり、我々もそれに向けての下準備というか助走期間というか、それがそろそろ見えてこなければいけない時期なのですが、やはりそれは絶対求めるところであるというように理解しています。ですから立川市としても、子どもに関することについてはいろいろな面でフォローし、育て上げていくというような、基本にありますので。ただ残念なことに、指摘のとおり縦割りのなものもあるのも事実です。ですからその弊害をなくすというのが我々の仕事でありますので、教育委員会いまいる課の職員全部いますので、その辺のところ、教育委員会、子ども家庭部、あと福祉の部分、これは全部目標は同じだと思いますので、その辺のところを統一できるような考え方、機会あるごとに政策会議というのがありますので、出させていただければと思っております。

藤本委員長 いまの教育部長のお話でご理解いただけたと思うのですが、これは立川の組織であるし、子ども育成部とかいろいろ関係のところがあるわけですがけれども、新聞とかテレビのいろいろな最近のいじめの問題などを見ていますと、「担任や学校や教育委員会に言っても何にもしてくれないじゃないか」などという子どもの発信もありますので、牧野委員の、教育委員会もこうやってやっているのですよという意味を込めてのお話だったと思いますので、その辺どうぞよろしくお願いします。

はい、教育長。

大澤教育長 昨年、子どものトータルな健全育成というのは市長が直轄でやるということで市長部局のほうに移した。そして確か来年の2月ごろに健全育成大会があるのです。もしあれでしたら、そのときに働きかけて、こういういじめの問題がクローズアップされているときに、育成大会の一つのテーマというか、そこでもっていじめを市から、全市的に排除していこうというか、防止していこうというようなキャンペーンを張るのも一つの手だと思うのですね。そういうことでそういう意見もありますので、できるかどうかわかりませんが、担当部署のほうにそんな話を申し入れてみたいというように思います。

やはりいじめの問題というのは学校だけでは対応できない状況にありまして、後ほどその他で報告がありますがけれども、現実に学校の教員、PTA、あいあいパトロール、青少健、シルバー人材センター、そういうものまで全部総動員して事に当たろうという、そういう取組みをしていますので、実質的には市を挙げてという取組みになってはいますが、ただそういう意識の部分で市民全体に浸透させるというのはやはりそういうようなキャンペーンだとかということが必要だと思いますので、先ほどのように申し入れはしてみたいと思います。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 親としては、子どもがいじめられていた場合には、一番最初に気がついてあげなければいけないのですけれども、よく見ても気がつかない部分というのもあるとあって、この資料の発見のポイントというのがありますけれども、こんなものも親のもとにあったら参考

になるかなんていうように思いました。

やはりいじめられていたら親としては命をかけて自分の子どもを守るという気持ちにはなるのでしょけれども、学校に言っているのか悪いのかというのはすごく悩むところなのですね。先生に相談したがためにかえってよくない結果になってしまったという例もありまして、うちの息子などは「先生には言わないで」というのはよく言っていましたので、そういう意味ではやはり学校は信頼される場所で、先生方もそうですけれども、でなければいけないと思うので、是非、是非その対応の仕方というのですか、親に相談されたときの対応の仕方、もちろん子ども直接もありますけれども、そういうのをよく身につけていただいて、信頼される学校であってほしいというように願っています。

藤本委員長 古木委員。

古木委員 いじめの中で教師のいじめですね。これは教師自身はいじめとは思っていなくて、熱意ある指導ということで授業をなさっていると思うのですね。たびたび学校訪問とか研究発表会等で授業参観いたしますと、男の教師に多いですけど、非常に言葉がぞんざいであると。そういうことは非常に熱心で親しみがあると思ってそういう言語を使っているからなのでしょうけれども、やはり私たち傍観者からすればやさしさに欠けるという、子どもの人権とかそういうものに欠けるのではないかと、人権を持っているのかと、そういう口のきき方でいいのかと、こういうことを特に中学の教師に感ずるので、なお指導課長さんのほうから是非、学校のそういう授業の、服装についてはいろいろ言えないですけども、言葉づかいについては、荒々しい言葉を使わないように、元気に叱るのと違うと思うのですね。子どもの心が傷つかないような配慮をした授業をすべきだと思うのですね。是非そういう点を学校のほうにご指導いただきたいと思います。

藤本委員長 ありがとうございます。では、「いじめ防止」パンフレットについては、以上で終わります。

報 告

(2) 教育課程の適正な編成・実施・管理について

藤本委員長 続きまして(2)教育課程の適正な編成・実施・管理について、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 教育課程の適正な編成・実施・管理についてという通知の資料に基づいてご報告させていただきます。11月2日付で教育長名で各小中学校長へ通知を出しております。

これは今回、都立高校の1校で3年生の一部の生徒に対して必修科目の要件を満たす教育課程が実施されていないことが明らかになり、東京都教育委員会が都立の高等学校長宛に通知を出し、また区市町村の教育委員会の教育長へも同様の通知がまいりまして、立川市といたしまして、このような教育長名での通知を作成しております。学習指導要領等の法令等に基づいて、各学校における教育課程の適正な編成・実施・管理について、各学校での指導の一層の徹底を校長に求めています。

これにつきましては、11月2日、同日、校長会で指導し、また11月7日の副校長会、また11月8日、中学校校長の研修会がございましたので、その場でも指導主事が出向きまして再度お話をさせていただきました。来週、11月17日に教務主任の会がございますので、そこで指導主事が各学校の状況について説明を受ける、そのような機会を設け、適正な編成・実施・管理、18年度行われていくように指導してまいりたいというように考えております。藤本委員長 これについては、ご質問等ございますか。小林委員。

小林委員 今のお話のように、今、大変これが問題になっていますけれども、立川の学校に子どもを通わせている立場上、立川がどうなっているのかなというのが気になるところなのですが、いかがでしょうか。

藤本委員長 指導課長。

樋口指導課長 今、少し今後の取り組みということでお話をさせていただきましたけれども、昨日の中学校校長対象の研修会の場で、適正な教育課程の実施についてということで、学習内容の履修に関する確認すべき内容例などを各教科、中学校9教科全教科、示しながら各学校での再点検をお願いしているところでございます。

藤本委員長 小林委員、いいですか。

小林委員 わかりました。

藤本委員長 古木委員、特にありませんか。

古木委員 いま小林委員と同じ質問をしようと思っていました。了解しました。

藤本委員長 それでは、いま指導課長からお話がありましたけれども、どうぞよろしく今後も指導を徹底してください。お願いいたします。

報 告

(3) 懲戒処分基準の一部改正について

藤本委員長 つぎ、(3) 懲戒処分基準の一部改正について、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 平成18年10月27日付で東京都教育委員会教育長より、教員の懲戒処分基準の一部改正についてということで通知がまいりました。この改正は、児童・生徒へのいじめという種類を懲戒処分基準の中に新たに設けて、厳重な処分量定を明示し、一部改正を決定、10月27日より施行したということでございます。

内容について申し上げますと、いま申し上げた、懲戒処分基準の非行の種類に「児童・生徒へのいじめ」というものが新設されております。そこでは処分の量定として免職又は停職、あるいは減給または戒告というような処分の量定が示されております。別途、表になっております部分の二重囲みの部分が今度新たに示された部分でございます。

また、処分を受けた教員が、懲戒免職以外ということでございますけれども、一定期間、教壇からはずして、いじめ再発防止研修ということで教育公務員としての自覚を促す研修なども実施するというを示してございます。

また、本件改正の趣旨ということで、これはいじめ対策の適正を期すためのもので、教

職員が児童・生徒への指導をはじめ、教育活動を萎縮させることがあってはならないということも教育長より示されております。これにつきましても、定例校長会、副校長会で校長に指導いたしまして、確実に教職員へ周知するよう依頼をしているところでございます。藤本委員長 教育活動を萎縮させないということも大事なことで、今までの中にも含まれていたのしょうけれども、今度ははっきり明示して、特出的にこういうのを提示したということでございますので、ご理解いただけたと思います。

報 告

(4)平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について

藤本委員長 つぎ、(4)平成19年度全国学力・学習状況調査の実施について、指導課長、お願いします

樋口指導課長 配付いたしました資料の続きでございます。文部科学省より全国学力・学習状況調査、その調査の実施について文書が示されております。

お配りしました資料の実施要領をご覧いただきたいと思います。平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領。調査の目的は、全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。そして各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握して、各学校の改善に役立てる、そのような大きなねらいが示されてございます。

4を見ていただきますと、この調査は小学校6年生を対象に国語、算数、中学校3年生を対象に国語、数学でございます。

要領の2ページ目をお開きいただきまして、5番、調査を実施する日時は平成19年4月24日火曜日ということでございます。

立川市といたしましては、この調査の実施を行います。そのことに関連いたしまして、立川市の4月に行っております学力状況調査でございますけれども、小学校6年生を対象に、そして中学校1年生を対象に実施してございましたけれども、この文科省の調査が同時期の4月に入っておりますので、立川市の小学校6年生調査については休止をいたします。

中学校につきましては、中学校1年生の調査をいたしますので、中学校1年生国語と算数、小学校段階の国語と算数の調査ということで4月24日火曜日、文科省の調査とあわせて立川市の中学校の状況調査も実施をいたします。

藤本委員長 全国調査と立川市独自でやってきたものを、ダブるので小6のほうは中止し、中1のみを行うということでございますので、これは続けていくと。全国の学力テスト、これは毎年実施ということでございますので、この辺は今後立川市独自の調査をどうやっていくかというのをお考えいただくことになろうかというように思います。

報 告

(5) 中学校ミルク給食で発生した異味牛乳について

藤本委員長 つぎへ進ませさせていただきます。報告(5)中学校ミルク給食で発生した異味牛乳について、学校給食課長。

佐島学校給食課長 中学校ミルク給食で発生した異味牛乳について、ご報告させていただきます。

発生場所でございますけれども、立川市立第四中学校及び第八中学校、2校でございます。

発生日及び内容につきましては、発生日は10月25日の水曜日。内容につきましては、配達された牛乳を飲んだところ、「いつもと味が違う」「違和感がある」との連絡が上記の2校からございました。

日を追って経緯についてご説明をさせていただきます。

10月25日、当日でございますけれども、13時30分頃、2校の副校長から「いつもと味が違う」「違和感がある」との連絡が学校給食課のほうにございました。四中では127名、八中では19名の生徒等が「いつもと味が違う」「違和感がある」と感じた人数でございます。この段階では体調不良ということを連絡してきた生徒はございませんでした。

13時50分頃、教育長に第一報を連絡いたしまして、「逐次状況をつかんでおくように」との指示を受けました。また13時50分頃に、グリコ乳業東京工場、これは昭島にございますけれども、中学校での状況について連絡をいたしました。

14時頃でございますけれども、牛乳パックに記載されております製造番号を全校に照会をいたしました。この別紙一番裏になりますけれども、裏を見ていただきたいと思います。平成18年10月25日の中学校ミルク給食の製品番号についてというところでございますけれども、違和感があった第四中学校のLot番号を見ていただきたいと思いますが、この「J」というのが製造時間でございます。この「J」は14時から15時に作ったものがございます。「BC」というのが23日に製造したというものがございます。「E」が何号機で作ったという機で、「D」は4号機で、そのあとの「GA」は東京工場で作ったという印でございます。今回の四中と八中につきましては、同じ製造時間、製造機のものがございます。また、同じものが第六中学校と第九中学校にもっております。

続いて、また元に戻っていただきたいと思いますが、15時30分頃、学校給食課のほうとグリコの担当課長と学校に出向きまして、残っていた同一番号の牛乳を3人で試飲をいたしまして、その時点では特に異常は感じられませんでした。また、残った牛乳をグリコの担当のほうに渡しまして、早急に自社検査をすることを指示いたしました。

16時30分に、八中にその後の状況を確認したところ、2年生男子2名が腹痛、吐き気、2年生女子1名が腹痛、嘔吐があり、学校医に養護教諭が引率して通院中であるとの報告を受けました。その後3名は診察を受けた後、帰宅をいたしました。医師からは、「今日は様子を見て異常を訴えることが出たら、すぐに救急病院にて治療を受けるように」との指示を受けたとのことでございます。

16時45分、私のほうでは校長名で報告書を学校給食課に提出するように依頼をいたしま

した。

また 17 時頃でございますけれども、保健所に状況を連絡いたしまして、指示を仰ぐように指示をいたしました。

17 時 10 分頃、多摩立川保健所生活衛生課食品獣医衛生係に状況を別に報告いたしました。そのご意見では、「患者数から見て牛乳によるものとは考えづらいが、今後の対応について検討して返事します」との回答がございました。

つぎに 17 時 20 分頃でございますけれども、指導主事のほうから 2 校に、「今日様子を見て異常を訴えることが出たら、すぐに救急病院にて治療を受けるように保護者に周知するよう」との指示がされました。

また 17 時 20 分頃、保健所より「グリコは大規模工場なので広域機動班が検査する」と。検査の指示を保健所から受けたとのことでございます。

17 時 30 分頃でございますけれども、1 校に牛乳の保管と明日 9 時まで全生徒の状況を報告するように依頼を行いました。別の 1 校にも全生徒の状況を報告するように依頼を行いました。

18 時頃でございますけれども、東京都健康安全研究センター多摩支所より、グリコへの立入についてはうちのほうで行いますと。本日の件については経過書等があればいただきたいとの申し出がございました。

18 時 10 分頃、東京都教育庁学務部学校健康推進課給食係より本日の件についての照会がありまして、「経過書ができあがったらいただきたい」との申し出がございました。

また 18 時 30 分頃、グリコの担当課長から、風味検査及び簡易な細菌検査を実施したところ、異常なしとの報告を受けました。

また翌日早朝には仮判定の結果、27 日 13 時には本判定の結果が出るので、また学校給食課のほうへ報告するとの連絡がございました。

つぎに翌日の 10 月 26 日木曜日でございますけれども、7 時 35 分頃、仮判定の結果について異常がないとの電話報告を受けまして、8 時に文書での報告をまた受けました。

8 時半頃、四中、八中 2 校の状況につきまして、出席状況等の報告がございました。四中では 1 年 2 組の男子が 2 名、1 名は昨日から嘔吐し本日通院、もう 1 名は胃腸炎で昨日通院したということでございます。また 2 名とも該当のクラス、違和感を感じたとのクラスの者であります。八中につきましては、3 年の 1 名の女子が、今朝方、腹痛を起し通院をしたと。当人は昨日違和感を感じた一人でございます。なお、昨日通院した 3 名は本日登校をしたとの連絡をいただきました。

また 9 時頃、八中から学校給食課に本日の状況の報告がございました。このとき昨日の報告書について発生時間を確認したところ、「給食直後の 13 時 30 分頃」との回答がございました。「その時間であれば、給食課に連絡してきた時点で判明していたのか」と聞いたところ、「わかっていた」とのことです。必ずありのまま報告するように話をいたしました。

9 時半頃、保健所より、八中の通院した 3 名についての様子を調査、牛乳の保管庫の調子

を確認及び八中の残の牛乳と保存用牛乳を検査したいとの申し出がありまして、学校給食係の中学校担当の立会いのもと、学校に行くこととなりました。

続きまして 11 時 30 分でございますけれども、保健所 3 名と給食課 2 名が学校に行きまして、3 名の健康状態や食事内容の遡及調査を行いました。

11 時 40 分頃でございますけれども、立川市危機管理対策会議幹事会に報告を行いました。対応については、詳細な結果が判明し次第、検討することとなりました。

また 11 時 40 分頃、四中から本日 4 名が体調不良で通院するとの報告を受け、この件について直ちに保健所に連絡を行いました。保健所では、八中の生徒同様の調査を行うとのことで中学校のほうに連絡をいたしました。

11 時 50 分頃、教育委員会により、26 日、27 日の牛乳を不安解消のためと安全に配慮し、牛乳の飲用停止を決定いたしました。各校に通知を直ちに行ったものでございます。

15 時 40 分頃でございますけれども、グリコ乳業東京工場への東京都健康安全センターの立ち入り状況についての報告がグリコ課長のほうからございました。

16 時 30 分頃、教育長室で市の関係部署とグリコの担当課長、工場長から今までの調査結果、製造工程などの事情説明を受け、後日報告書を提出するように指示をいたしました。

17 時頃でございますけれども、まだこの時点で保健所の検査結果が出ていませんので、30 日以降、11 月 2 日まで牛乳飲用の停止の延長を教育委員会で決定いたしました。

つぎに 10 月 27 日の金曜日でございますけれども、朝 8 時 30 分頃、四中と八中の出席状況の報告を受けました。四中につきましては、合唱コンクールということで外に出ておりましたので確認はできませんでした。後日確認したところ、1 名が欠席という報告をいただいております。八中は 3 名で、1 名は昨日からで、後 2 名は腹痛によるという報告をいただきました。

11 時 45 分頃でございますけれども、牛乳飲用停止期間を 11 月 2 日まで延長決定したことを保護者宛に通知文を全学校に送付を行いました。

15 時頃でございますけれども、学校給食課から多摩立川保健所へ出向き、事情聴取を受けました。そのときの主な指摘事項は 3 点でございますけれども、つぎのとおりでございます。1 点目は、学校からの第一報が 13 時 30 分頃であるのに、数時間も経ってから保健所へ連絡があった。あまりにも遅すぎる。2 点目は、飲みかけ牛乳はもちろんのこと、検体は量があったほうが有利なので、必ず残しておくよう徹底すること。3 点目は、マスコミに発表するときは、その前に保健所に連絡をすること等の指摘を受けました。

つぎに 10 月 30 日の月曜日でございますけれども、10 時 30 分頃に竹川学校医会長を訪問いたしまして、今回の件について概要説明を行いました。会長としては、今回のような件があったときは連絡を密にしてほしいとの指摘がされました。

また、11 時頃でございますけれども、幸町の小児科医院を訪問いたしまして、今回の件について概要説明を行いました。意見は学校医会長と同様でございました。なお、四中の生徒 1 人が当日通院をいたしまして、ノロウイルス検査のため検便検査を実施したとのことでご

ざいます。

つぎに 11 時 30 分頃でございますけれども、保健所に学校給食課の「危機管理マニュアル」等を提出を行いました。

14 時 20 分頃でございますけれども、保健所より「残牛乳や検便検査の結果は、31 日午前中には結果が出ます。1 日の午前中に文書をまとめます」との報告をいただきました。

16 時 5 分頃でございますけれども、10 月 26 日に来院した四中生徒 B 君の検便からは病原性大腸菌 O 1 型が検出されたとの報告がございました。病原性大腸菌 O 1 型は、通常の人にも見られるが、腹痛の原因になることがあるとのことでございます。

10 月 31 日火曜日でございますけれども、13 時頃保健所より四中生徒 B 君の家庭調査の結果、本人 1 人のみで他の家族にはなかったと。O 1 型については、牛乳の件と切り離して処理をします。また宮田医院からは、検体を預かって保健所のほうで検便検査をすとの報告がございました。

また、13 時 30 分頃、学校給食課のほうでグリコ東京工場に行きまして、報告書の内容についての基準値とか根拠についての具体的な数値の説明を受けました。

16 時 20 分頃、保健所より口頭で、「検便の結果は四中が 4 名、八中が 3 名で、いずれも食中毒起因菌（サルモネラ、黄色ブドウ球菌など）及びウイルスについては陰性と出ました。また飲み残し牛乳、残牛乳について低温細菌、食中毒起因菌については陰性、理化学検査（pH）検査などについても異常なし」との報告を受けました。

11 月 1 日の 11 時 30 分に文書で保健所の判定を出すとのことでございます。

11 月 1 日水曜日でございますけれども、11 時 30 分、保健所から検査結果の報告を受け取りました。要旨につきましては、立川市内の 2 中学校に異味牛乳が生徒に提供された事実があり、25 日の牛乳飲用後、両中学校複数の生徒さんが下痢、腹痛等の健康被害を訴えられ医療機関を受診されました。当所がこれらの生徒さんの検便を検査した結果、ウイルス、食中毒起因菌、すべて陰性でした。当該製造工場、配送方法、学校での保管方法の調査及び残っていた牛乳の検査等を実施した結果、細菌検査及び理化学検査で異常は認められず、今回の調査ではその原因を究明、特定することはできませんでしたとの報告をいただきました。

12 時 30 分頃、教育長、教育部長に保健所の検査結果について報告いたしまして、安全が確認できたと判断いたしまして、11 月 6 日月曜日から牛乳の飲用の再開を決定いたしました。

また、16 時 30 分頃、読売新聞社より学校給食課長に電話取材があり、11 月 2 日の新聞に記事が掲載された次第でございます。

11 月 2 日の木曜日でございますけれども、8 時 40 分頃、保護者の方、学校に牛乳再開の通知文と配布依頼文を各学校にメール送信を行いました。

9 時半頃、校長会で今回の牛乳の件を報告いたしました。

13 時 30 分から 20 時頃まで、保健所検便検査等を受けた四中 7 名と八中 3 名の生徒への自宅訪問を行いました。通知書の配布と保護者へ事情説明を行いました。

11 月 6 日月曜日でございますけれども、11 時 30 分頃、多摩立川保健所から、「四中 B 君に

ついて、民間医院から預かった検体検査の結果、病原性大腸菌O1型は陽性、これのペロ毒素は陰性、同じく四中F君の検便検査の結果、食中毒起因菌など陰性」との報告があり、試飲時に校長に報告いたしました。

また12時10分頃、四中と八中で再開前に学校給食課職員とグリコ社員による試飲の実施を行いまして、異常はそれぞれございませんでした。

12時40分、29校全校で牛乳の飲用を再開いたしました。

また、13時55分頃、四中、八中2校より、本日の牛乳の飲用を再開した結果、全生徒「異常なし」との報告を受けました。

つぎに牛乳停止期間中の対応でございますけれども、小学校はミルク牛乳以外の発酵乳等で対応をいたしまして、中学校は家庭からの飲料等で各校対応していただいたことでございます。

経緯等では以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。詳細に報告いただきましたが、ご質問ございますか。古木委員。

古木委員 このご報告の4ページの上の10月30日10時30分頃というところでございますが、竹川学校医会長を訪問されて概要説明をしていただいていた大変ありがたいと思いますが、八小の神津内科校医がこのことについて教育委員会に問い合わせたら、あまり教えてくれなかったと。校医だから心配しているのにとということがありましたので、校医ということが確かめられなかったからかどうかわからないのですけれども、是非、校医も一生懸命心配しているのので、できる範囲で親切に対応していただきたいと思います。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 今ご指摘の件は本当に反省すべき点でございますけれども、今回こういうことが起きまして、すぐに関係機関、関係者に連絡ができなかったこと、しなかったことを大きな反省点として、あつては困りますけれども、次に生かしていきたいと思います。

古木委員 よろしくをお願いします。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 本当に残念な結果で、だけど何もなかったということに対する安堵感がありますけれども、いま学校給食課はいつ何が起きるかわからない大変な部署ですけれども、そういうことの危機管理マニュアルというのはありますか、まず1点ご説明を。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 食中毒等が起きたときの危機管理マニュアルを作成しております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 そうすると、今のような古木委員からの、校医さんへの問題は、これは課題ですね。これは入っていたかどうかというのはわかりませんが、これが大きな課題だろうと思います。

それからもう1点私が非常に残念なことは、これだけの事件ではないけれども、我々教育

委員のほうにどういう知らせがあったのかなという疑問があるのですけれども、結果はこれでいいのですけれども、やはりそういうときに何らかのアクションを起して、そこまで切っておいていただきたいということで押さえていくという。だけど調査は続きますよ、結果は後ほどというような、最初のアクションをどうやって我々のほうに伝えたのかなという、その辺は伝えてくれることだろうと思っているのですけれども、そうしないと我々教育委員何とも意味がわからないのですけれども、その辺はどうなのですか。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 今回の件につきましては、発生が25日、翌日危機管理対策幹事会を開催いたしまして、当日26日につきましては、それがために教育委員会を30分遅らせていただきました。始まる前に、正式ではありませんが、こういった形のことが起きていましたので、今こういう会議をしてまいりましたと。原因等については調査中ということで短時間だったので正式には教育委員の方々にはご報告という形にはならなかったと思いますが、そのときの体制の中で、言い訳はしたくございませんが、なかなか気がつかなかったというのが正直なところでございます。

ですから、そこで言ったからいいというような感覚ではなくして、改めて、こちらのほうの今度は体制づくり、これについても十分に検証しなければならないという大きな反省点も。またこういうことを契機に、起きてしまったというようなことで、非常に大きな課題として捉えておりますので、また後ほど全国的な問題についても対応についてご説明させていただきますが、それらに基づいて急遽体制をとっているというように私は今考えておりますので、是非その点につきましては重々お詫びを申し上げたいというように思っております。申し訳ございませんでした。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 牛乳を飲んで腹痛、吐き気がしたということで、結局原因がわからなかったわけですね。はっきりしなかったということで、何かとてもスッキリしないのですけれども、お腹が痛くなったり気持ち悪くなったりした子どもたちやその保護者というのはよけいにスッキリしないと思うのですが、ここで事情説明を、直接自宅訪問していますね。そのときの反応というのはどうだったのでしょうか。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 それぞれ会えなかった保護者もおりますけれども、会えなかった場合は電話で連絡して全員の保護者にはお話したのですけれども、牛乳の件という形で言われた方はお一人もおられないのですね。体調が悪かったとか、そういうようなことを言われました。

検便をしておりますので、検便の検査の結果また牛乳の検査の結果、両方のことを詳しくご説明しまして、すべて納得していただいたという形です。特に苦情を言われたということはありません。皆さん、かえって「遅く来て、ご苦労さまでした」と言われる部分もございました。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。それはよかったですけれども、では、腹痛とか吐き気というのは直接牛乳が原因だということにはとっていなかったということですね。それが、こちらの誠意が通じたということで考えてよろしいのでしょうか。

ただ、やはりこれは当事者以外にも保護者が、牛乳がこういう状況でしばらくは牛乳給食がなかったということはわかっていますので、その事の顛末というのは新聞でも報道されていますし報告もしているのしょうけれども、具体的にどういう内容で報告をしたかというのを知りたいのですが。

藤本委員長 学校給食課長。

佐島学校給食課長 保護者宛にはまず止めたときの理由、また再開する理由等、すべて学校経由でございますけれども事情を説明して通知を差し上げました。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 私今この経過報告書を見せていただいて、とても細かく対応も出ていますので、ずいぶん手を尽くして努力していただいたのかなという気がいたしましたけれども、その報告内容によっては、もしかしたら不信を抱く人もいるかもしれませんので、できるだけ詳しく、こちらのやったことはお知らせしたほうがいいのではないかなという気がいたしました。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 私ども、それはだいぶ懸念したわけですがけれども、たまたまと言っていいのでしょうか、30日の日に小学校のPTA役員との懇談会というのを予定されておりました。これは前もっての計画でございましたので、そのときに出るのかなというような気がしておりましたけれども、その役員の方々からは1件も出ませんでした。1人の委員からは、「早一手配をしていただき、非常に安心できました」と。それと、「牛乳が止まったことにより、代替が出たので非常に子どもは喜んでいた」というような、全くこちらが構えていた内容と違う報告がありまして、また、その後も聞いたわけですがけれども、これに関しての苦情、「どうしたんだ」ということについてはこちらとしては伺っていないというのが実態でございます。

藤本委員長 小林委員。

小林委員 わかりました。ということは対応がよかったということで。ただ、牛乳の代替に発酵乳って、中学校のお母さんからはそれがなかったので「何で」という声が出ていましたので一応お知らせしておきます。

藤本委員長 ありがとうございます。以上で報告を終わります。

報 告

(6)平成19年「成人を祝うつどい」の開催について

藤本委員長 つぎ、(6)平成19年「成人を祝うつどい」の開催について、公民館長、お願いします。

宿澤公民館長 平成19年「成人を祝うつどい」の開催について報告いたします。

資料をご覧ください。平成19年「成人を祝うつどい」につきましては、つぎのとおり開催

いたします。

開催日は平成 19 年 1 月 8 日月曜日です。

対象者は、昭和 61 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までに生まれた方、約 2,100 名弱と推定しております。

「成人を祝うつどい」につきましては、今年度より地域で新成人を見守り、育ててきた市内 12 の青少年健全育成地区委員会より実行委員を選出いただきまして、市民との協働で実施することといたしました。実行委員長につきましては、青少年健全育成地区委員長連絡会会長をお願いいたしました。

内容につきましては、記念式典及び記念イベントを予定しております。時間は午後 1 時から 2 時 30 分まで。会場はアミューたちかわ、市民会館大ホールです。

式次第としましては、第 1 部は式典の部で、例年同様に行います。開始の挨拶を実行委員長にお願いします。演奏につきましては、立川市吹奏楽団にお願いし、国歌、立川市市民歌を全員で斉唱いたします。励ましのことばを主催者を代表しまして市長より、お祝いのことばを来賓を代表いただきまして市議会議長をお願いしてございます。

第 2 部では、記念イベントといたしまして、新成人と同世代で一生懸命自分なりの生き方をしている、立川にゆかりある人々からのビデオでの励ましメッセージやバンド演奏を行います。ビデオにつきましては、国際ジュニア製菓技術者コンクールで優勝した国際製菓専門学校助手の東久美子さんや、立川出身の力士などを予定しております。バンド演奏につきましては、障害者のロックバンド「白い羽根」、それから立川でストリートミュージシャンを支援している団体であります立川まちおんの推薦によりまして、市内デパートやラーメン店の前で演奏活動し、演奏後は付近のごみのかたづけなどを実施しているメリチョコ及びアコジィの 3 グループを予定しております。このほかに、現在東京女子体育大学の新体操と出演の調整を行っておりまして、調整が整えば出演していただく予定になっております。

記念式典とイベントが終了後、例年どおり交流会を実施いたします。時間は午後 2 時 15 分から 3 時 15 分まで、会場は市民会館の地下展示室でございます。中央公民館内で障害者の自立を目的に運営されております心身障害者訓練事業所“たんぼぼ”によるコーヒー等の無料サービスを伴う談話コーナーを設置いたします。今年はさらに実行委員の企画によりまして、今いろいろと新しい提案を練っております。

以上が平成 19 年「成人を祝うつどい」の開催状況でございます。

藤本委員長 細かいことですが、(1) は 1 時から 2 時 30 分まで、(2) の交流会は 2 時 15 分からとなっておりますが、公民館長。

宿澤公民館長 これにつきましては、例年、式典の最中に、女性等が多く見られますけれども、和服等お召しになっておりますので、なかなか長時間座っていらっしやれないということで席を立たれる方がございますので、若干配慮いたしまして時間を早めに開いてご用意しておこうかなということでございます。

藤本委員長 そういう配慮をした時間編成だそうでございますので、よろしいですね。はい、

小林委員。

小林委員 昨年までの講演会とガラリーと趣向が変わって、うちの娘も今回成人式を迎えますのでこれに参加させていただきますので、親としては成人になったという自覚をしてもらえるような成人式であってほしいと。でも講演会では今まで見ていて難しいかなと思うので、新しい企画ですのですごく私としても楽しみです。よろしくお願いします。

藤本委員長 公民館長。

宿澤公民館長 できるだけ新成人の心の中に何かを訴えるもの、残るものをできるだけ企画の中で実現できればと思っております。

藤本委員長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

報 告

(7) 立川市中央図書館の利用に関するアンケート調査結果について

藤本委員長 報告(7)立川市中央図書館の利用に関するアンケート調査結果について、図書館長、お願いします。

藤田図書館長 お手元に調査結果ということだと思います。簡単にご説明させていただきます。

まず、調査は8月1日から6日までということで夏休み中でございます。対象者は一般利用者の中学生以上の方。調査方法とすると、入口またはカウンターで調査用紙をお渡しして、記入後館内の回収箱に入れていただくという方法です。配布数は1,652枚配布しまして、回収は1,267枚ということで、76.7%の回収です。

一番後ろに調査項目、一枚用紙があると思いますが、調査項目とすると1番から24番まで、24番につきましては、中の運営方法とサービス方法を上位、希望の2つを出していただきました。そして最後にご意見、ご希望ということでお聞かせ願いました。

それぞれ質問項目ごとに簡単なコメントとお答えの人数、割合的なものを、数字を表とグラフにして表わしてございます。これは見ていただければおわかりになると思います。

最後の24番につきまして、ご意見、ご要望、25番目になるのですけれども、書いていただきましたら、307名の方から381件のご意見をいただきました。その中で項目別にまとめてありますけれども、2人以上の方がお答えになったものについてはその表の中にあらわしていただきましたけれども、それぞれ1件というものが相当数ありましたので、簡単にその1人の方の部分をお知らせしたいと思います。

まずシリーズについてですが、シリーズ物で何冊かない巻があったので通して揃えてほしいというようなものがありました。また絵本を多くしてほしいとか、資料室の資料が少ないとか、そういうようなものが資料のところではありました。

システムにつきましては、出てくる資料があいうえお順なので検索時の並び替えができればいいというようなものもありました。つぎにインターネットについてですが、パソコンをもっと増やしてほしいというようなご意見もありました。

施設につきましては、クロークかロッカーがあると便利とか、4階にイス、テーブルが少ないとか、書架の表示をもう少し大きくしてほしいというようなものもありました。

開館時間と開館日ですけれども、4階も7時まで平日やってくれないかとか、7時までの開館は週3日で十分だとか、カウンターが混んでいるときは奥にいる職員も出てきてほしいというようなものもありました。利用者についてですけれども、返却が遅れている方には強く返却を求めてほしいとか、そういうようなものもございます。

最後のその他ですけれども、これはいろいろなものがありました。子どものいる親が利用しやすくなればうれしいとか、土日もお話会があれば楽しいとか、変質的な人がいて怖いこともあったとか、いろいろなご意見をいただきました。

これにつきまして、10月27日の図書館協議会の中で報告を教育委員会前にいたしましたところ、1,267名の回答をいただきましたけれども、逆に、税金の支払をしている年代層の希望はどうなっているのだと。そういうような、今全体の表記しかありませんけれども、この方たちのご希望はどういうものがあるんだというようなところを指摘されましたので、一度20代から50代までの方のを調べてみました。そうしましたら910人いらっしゃいますので、ほぼ1,267名の内、だいたいの割合を占めていらっしゃいますので、例えば利用時間とか利用している曜日とかというものは全体のものとは変わりませんでした。ところがこれを在住者と在勤者に分けると、利用はだいたい月に数回というのが多いのですが、利用する時間帯がやはり在勤者は夜の部分のほうが在住者より多い。ただし、それでも25%弱、在住者の場合は8%ぐらいだと、そういうような結果が出ています。

また、利用される中で自転車を利用される方が多いわけなのですが、とめている場所について伺いましたところがあります。そうしたところ、無料駐輪場を利用されている方とその他の駐輪場、有料部分はほんの一部の方でした。そのその他というところを考えると、周りの歩道だと思われます。これは都市管理課のほうに確認しまして、来年度からモノレール下の無料駐輪場を買物客や公共施設を利用する方が使いやすくなるような方向を考えているということで、隣の有料駐輪場を、公共施設を利用するものについて無料の方向は考えていないという、そういう回答を受けました。

簡単ですが、アンケートについては以上でございます。

藤本委員長 何かご質問、ご意見はありますか。小林委員。

小林委員 とても概ね良好な結果でよかったと思うのですが、フリーアンサーのところ、いいもので数字が多いのはいいのですが、最後の利用者についての2番目の、「マナーの悪い利用者が時々いる、注意してほしい」というのが、これが20件になっていますね。これは、マナーの悪い利用者とはどういう方なのかわかりませんが、そういう方に対して注意をしていないという状況に思われてしまうのですけれども。

失礼いたしました。ずれていました。3件でした。20件というのは、「居眠りをして席を占領している人がたくさんいる、図書館は休憩所ではない」という、これの対応はどういうようにされているのでしょうか。

藤本委員長 図書館長。

藤田図書館長 その他の意見のところの利用者についてということでもよろしいわけですね。

小林委員 はい。

藤田図書館長 確かに居眠りをしている人というのはいます。ひどいのになりますと横になっているような人もいます。私、回っているときにそれに気がつけば声をかけるようにしております。はっきり言って、この前も報告したことがあると思います。置き引き等も発生している事実がありますので、職員が交替する時、そのときには出る者、交替する者が周りを回るようにしてそういう利用者がいたら注意をします。また、回ることによって啓発になるというように、職員に回るようにするように指導しております。ただ、ゼロにはなかなかならないと言いますか、よく利用者と話をするのですが、「自然と眠くなっちゃう」と言う人もいるというの聞いております。寝る目的で来ているという人もいないとは言えません。

藤本委員長 小林委員、よろしいですか。

小林委員 はい。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 回収率も非常に高く、結構いい回収をし、アンケート結果が出たと思うのですけれども、最近八王子市が図書館の本の紛失、困り果てていると。立川市は前もって私のいたときから設置されたことで、かなりの本の流失は防いでいるだろうというように思いますけれども、つい最近まで横浜でキャンペーンを張って、本は泣いていますというようなキャンペーンで、いたずら書きと切抜きと、それから貼り付ける。自分のほしいので先ほど言った切り抜き。それから落書きをする、こういうことが大変多くて困っているのだということでキャンペーンをしていました。これはたぶん昨日、今日の放送だと思いましたがけれども、そういうのを見ていると立川市は少ないなと思うのですけれども、やはりかなりあるのだろうというように想像できますが、その辺の状況はどうですか。

藤本委員長 図書館長。

藤田図書館長 現実に返却されたときに中をいちいち全部チェックができておりません。逆に返却された後、棚に戻すときに中によくレシートが入っているのがすごく多いわけです。これを引き抜く作業等をずっと続けております。そのときに落書き、ページを破いているもの等が見つかります。そういうものについては回収してなおせるものはなおす。破かれたらそれはいたし方ないのですが。

また、つぎにテーマ展示として、いま牧野委員がおっしゃったような、本が泣いていますというような形になると思いますけれども、現実にそういうものを展示して利用者に訴えていこうという考えも、年末にかけてやろうということで考えております。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 読書をする姿勢、先ほどの居眠りを含めて、居眠りするのはわかるのですけれどもね。新聞、雑誌等をお読みになっていらっしゃる方々がかなり多いので、そういうところの方々を追い出すというわけにいかないと思うのですね、市民ですから。一応税を払って

るかどうかわかりませんが、そういう中での扱いというのは非常に難しいと思いますけれども、やはり善良な市民が読書をしたいという気持ちで来ますので、是非今のと重ね合わせて、図書利用の有効活用というのをお願いしたいなと思っています。よろしくお願いします。

藤本委員長 ここにも図書館に関係した人たちが何人もいらっしゃいますので、どうぞよろしくお願いします。

藤本委員長 その他に入る前に、指導課長、お願いします。

樋口指導課長 先ほど申しあげました全国学力・学習状況調査の実施に関連しての立川市での状況でございますけれども、先ほど小学校6年生と申しあげましたけれども、小学校5年生に実施しておりました立川市の調査については休止をいたします。中学校につきましては中学校1年生、今まで4教科でやっておりましたけれども、新1年生の学力、基礎的な学力把握ということで国語と算数に実施をさせていただきます。訂正させていただきます。

藤本委員長 小学校5年生で、全国は6年生ですね。それでも立川はやめるのですね。指導課長。

樋口指導課長 文科省の調査のデータ処理ですとか、かなり学校に対する負担がかかってくることも予想されることと、4月にテストが2回あるという、ただし今申しあげましたように、中学校につきましては新1年生の基礎的な学力把握ということで、これは市としてもどうしても実施をしたいというように考えております。

藤本委員長 わかりました。そういうことでございますので。

以上で2番の報告を終わります。

その他

藤本委員長 3番、その他に入ります。教育部長、お願いします。

吉岡教育部長 それでは、その他ということで、いじめによる自殺予告に対する緊急対応ということで、昨日からこの対応につきましては検討、または準備を進めてまいりました。

本日の10時半から本庁におきまして、危機管理対策幹事会に提案をし、午前中にこの内容でいくということで決めさせていただきました。これにつきまして状況、立川市における対応、また今後の課題等、資料を含めまして総務課長のほうからご報告をさせていただきます。

藤本委員長 総務課長。

渡邊総務課長 それでは、お手元にきょう追加で資料を配らせていただいたものをご覧いただきたいと思います。

まず1番目の状況ですが、これは皆さんもご存じだと思いますが、11月7日に新聞発表、報道がされまして、文部科学相宛にいじめを苦しめた自殺を予告する手紙ということで、これにつきましては資料の3ページから全文を資料として添付してありますので、後でご覧いただきたいと思います。

つぎに11月8日、翌日、東京都の教育長が手紙の差出人に呼びかける緊急アピールを出し

ております。それにつきましては、14ページ以降、15、16ページに緊急アピールということで教育長のアピールが載っておりますので後でご覧いただきたいと思っております。

また、8日の日の午前中には安倍首相の諮問機関である教育再生会議で今後強力なメッセージを発信するというようなことも決定したという報道も出ておりました。

また本市の教育委員会では、この東京都教育長による緊急アピールを送付されたことに伴いまして、29校すべての小中学校へ通知を出し、また同時に今回の件についての調査表も送付しております。その調査の内容につきましては、19ページに、いじめを原因とする自殺予告文書への対応に関する確認ということで調査表を配布しております。なお、この調査の回答につきましては、立川市ではこれに該当するような事例はないということで回答はすべて出ております。

それから11月8日、本市の関係部署及び関係機関を集めまして緊急の対策会議を開催して対応も協議をしております。

また、昨日の午後、26市の教育委員会の庶務課長会が開催されたところで私が行きまして、他市の状況等聞き取り調査をいたしました。結果といたしましては、日野市、これにつきましては、11日については学校長等の管理職及び教育委員会の管理職による対応を行うと。その他の市につきましては、現状では静観をしているというような結果になっております。

2番目としまして、本市における自殺予告日、11月11日及び翌日の12日の日曜日、この2日間はある一定の対応を図るということで検討に入っております。まず、なぜこの対応を図らなければいけないかという理由につきましては、本市には一昨日に「自殺予告者は立川の子どもである」というような匿名の電話がかかっております。またその匿名の電話の主につきましては、同時に文科省へも同じ内容の電話をかけております。大変申し訳ないのですが、後ろの匿名電話の括弧書きについてはこれは間違いですので削除していただきたいと思っております。

2番目の理由としましては、今後このような連鎖的な反応ないしは行為、こういうものが危惧されますので、それを防止するためにはやはり対策はとるべきだという判断で、(2)の具体的な対応策ということで、これはまだあくまでも予定でございますが、学校での対応としては、両日とも管理職、教員等、一般教員につきましては、これは校長の判断で行うということで指導課のほうからも通知文を出しております。

内容としましては、通常勤務をしていただき、校内等を巡回していただくと。それから教育委員会の対応としましては、これも管理職を緊急事態に備えて体制をとるということで、これにつきましては今後部課長会を開催いたしまして、どういう対応をとるか細部については決めていきたいというように考えております。番目に、地域における協力者、これはあいあいパトロール、青少健、それとPTA、こういう方々に対しまして、これも文章等で啓発を行っていくと。これにつきましては、是非ご協力をということの要請程度にする予定であります。また、なお書きですが、学校の警備委託はシルバー人材センターにお願いをしておりますので、昨日こちらの緊急会議の中でお願いをいたしましたら、本日どういう対応を

とっていただくというような形で、細かい対応策を私のところに送っていただいておりますので、その対応をとっていただくようお願いをいたしました。非常にきめ細かく、「通常の倍の巡回もしたい」というようなこともお申し出をいただいておりますので、「是非、お願いいたします」ということでこちらからお願いをしております。番目としまして、市長部局と警察、今後につきましては後で部長のほうからご報告があるかもしれませんが、五中に対して特別なものが出ておりますので、その辺につきまして警察も入っているというように聞いておりますので、今後については警察とどう連携をとっていくのかということで調整を図る必要があるというように感じております。

最後になりましたが3番目、今後の課題として、今回学校、こちらの教育委員会の管理職等に11日、12日の土日はこういう対応をとりますが、それ以降、ここで解決をしない場合、次週以降の土日の対応をどうするのかというこの辺の課題があります。それから平日、これも学校がやっても、確かずいぶん前ですが、やっているときにもそういう事故が起こったということもありましたので、この辺の平日の対応もどうやっていくのかというようなことが課題というように考えております。それから、今回と同様な予告通知で模倣的な行為が今後発生するかもしれないということも危惧されます。その場合、またこのような体制をとるのかとらないのか、どうしていくのかということが大きな課題となっております。今後につきましては、教育委員会の内部でもこの2点については今後検討をしていきたいというように考えております。またこの対応につきましては、部課長と細部のことを決める予定でおりますので、それが決まり次第、文科省、東京都、市議会等へ緊急的に周知を図っていくという考えでおります。

1枚目の資料につきましては以上でございます。

あと、先ほども言いましたが、2ページ目からはこの全文の資料となっております。14ページからは都の、先ほどご説明した緊急アピールの文書でございます。17ページからは、立川市の指導課のほうからの文書を学校に流しておりますそのものです。最後に、報道等ということで、今まで新聞報道された内容の資料を添付してあります。

以上でございます。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 それでは、先ほどありました五中の件でございますが、本日この件につきまして緊急対策会議を開催中に、五中の、当初は生垣に同じような内容の張り紙あったというような報告を受けました。しかしながらそれを追っかけていきますと、そばの水道の給水ポンプのところには張ってあったというような訂正がきたわけですけれども、いずれにしても五中学区内ということで、内容についても、「本日私は」とか、だいたいこれを真似たような内容で紙が置いてあったということです。

これについては一連のこととは想像はできるわけですけれども、やはり看過できないということなので、それと立川市の五中近辺に置いてあるということ、これらをもとにしまして立川の警察、少年係のほうに報告をいたしました。これについて、早速警察のほうも動いて

くれまして、現在、警察のほうが学校の事情聴取を行っている状況でございます。学校は学校としてまたその状況についてこちらに逐次報告いただくようになっております。それに基づきまして、今回緊急対策という立川市全体の学校に対する対応はこのような形でとりますが、また新たに五中学区について改めての対応、これは警察に要請するなり、地域に要請するなりという、全く相手が見えない対応をしなければならないという辛さがありますけれども、全く違う意味合いで対応を考えているというのが現在のところまででお話できるところでございます。

また改めて、決まり次第これについてはご報告をさせていただくというように考えておりますが、それときょうの会議でもやったように、このいじめによる自殺予告、これが国等がいたずらであるというような判定、報道があった場合については、11日の前までに報道があった場合については、この体制は解除します。以上でございます。

藤本委員長 ありがとうございます。牧野委員。

牧野委員 各都道府県市町村から、マスコミに対して非常に強烈に言ってほしいのは、数年前にやはり自殺が多発した事態がありました。そのときもマスコミがかなり大々的にいろいろな意味で報道したことがあって、そのことで自殺が増えたというそういうケースがありました。つい最近では集団自殺が相次いで起きていますし、そういうことを考えますと、これはあまりにもそういう意味でおもしろおかしくという言い方をすると報道から怒られるかもわかりませんが、非常に慎重に扱ってほしいという要望を都教委を通して是非報道関係にも伝えてほしいなというように思うのですね。

そうしないとやはり今の五中の、本当かどうかちょっと疑問ですけれども、そういうことがあちこち起きてくるだろうということが考えられますので、今の児童生徒の行動を見てみるとやはりそういうことも考えられますから、で、誤ってやってしまったということになるかもわかりませんので、そういう慎重さを報道にも要求したいなと思いますけれども、もし何か危害があれば是非お伝えいただければ。

藤本委員長 教育部長。

吉岡教育部長 確かにご指摘のとおりで、今回も体制を組むに当りましては、その2番目としまして連鎖反応、これを非常に警戒しております。それがためにほかの市では11日という当人の予告日以外にも指摘をされています。ぼくをいじめた者は12日に、ということで。それがためにこういったものも、本音を話せば、いないと思います。だけれどもいないとは決められません。それがために立川市は11日、12日という、周りからはあまりにもヒステリックになっているのではないかなというようなことは言われるかわかりませんが、それはもう覚悟の上でやります。

それと、こういうような体制を敷いて徒労に終わる、これを私は待っております。徒労に終わっていただければ非常に幸せなことでありますので、そういう形の意味合いの中で体制を組ませていただいておりますので、批判はいかようにでも受けます。ただ、体制をとらない批判だけはしないでくださいとマスコミにも言いたいです。本当にその辺のところ、マス

コミ、はっきり言いたいところですがけれども、やはりこれはお互いの場、土俵があつての生活ですから、やはりお互い使い合うときもありますし、また敵対するときもありますけれども、やはりあまりにもヒステリックになっている部分というのは正直なところあります。

藤本委員長 牧野委員。

牧野委員 11日は五中の道徳発表会、公開発表があるのですね。それとも合わせていますので、やはり五中のそういう学校側の体制づくりだとか、今おっしゃった地域体制とか、そういうものはやっていらっしゃると思いますけれども、慎重にやっていかなければいけないと思いますけれどもね。

藤本委員長 今の件はよろしいですか。教育部長、これは全市的な対応とかいう動きはないのですね。

吉岡教育部長 今回、立川市全市的な意味合いで提案をさせていただきました。こういうことについて、やはり教育だけの問題ではなく家庭も含めたすべての問題、先ほど申し上げた子どものことでありますので、それがために危機管理対策というところにかけて決定をさせていただきます。

藤本委員長 わかりました。ありがとうございます。

その他

藤本委員長 それではその他の2番に入ります。古木委員。

古木委員 2点ご報告とお願いを申し上げます。

1点は、過日11月5日に行われました中学生の主張大会の報告でございます。

11月5日午後1時から、市民会館大ホールでございまして、11月5日の第26回の中学生の主張大会は表紙だけコピーしてお配りしましたけれども、10月25日号の市の広報に既に選ばれました15名の学校別の、地区別の一覧表がすでに発表されております。応募総数が2,915と大変多くございまして、昨年は2,800ぐらいでしたのですがまた100ぐらい増えまして、多くの応募がございました。

またその中から、市長賞に選ばれましたのは、七中の3年生の野村達也君といいまして、昨年2年で市長賞を取った方で、「いま悩んでいること」という大変主張力のあるすばらしい主張でございました。

それからその15人の中に、特に今年特徴的でございますのは、曙町に在住で、立川ろう学校の1年生の豊田恵さんという方の講話と手話をまじえての主張、「あきらめない」、これは大変に好感度がありまして、見事議長賞に入選されました。

委員長がご欠席でしたので、委員長職務代理の私が代わりまして開会時の挨拶と教育長賞の2名の授与をいたさせていただきました。

これは以上でございます。

つぎに11月11日土曜日に、午前10時から開催されます第10回の薬物乱用ダメ・ゼッタイフェアでございます。

これは10月25日号の広報たちかわに既に一部が紹介されております。楽市というイベントの中で開かれます。昨年はサンサンロードが会場でしたけれども、今年はみどりの文化ゾーンを使って開会式、あるいはその2枚目にございます中学生の、全都的にやっております薬物乱用防止啓発ポスターと啓発標語の募集の結果を学校保健会の会長であります幸町の校長先生、美術の先生に概ね優秀作品を選んでいただいて、そして薬物乱用防止推進協議会の役員会、約20名の中でさらにそれを厳選いたしまして、お配りしたとおり選ばれました方々を11日に市長から表彰、あるいは薬物乱用防止推進協議会の会長から表彰ということになっております。

表彰の市長賞の団体賞は、昨年は三中と七中だったのでございますが、今年は三中と四中、その四中が今年表彰されたというのは、四中の養護教諭が今年度4月に七中から転任されて、非常に熱心な方で、早速1年で実績を上げたということで、今回表彰されました。

それから3枚目にあります平成18年度事業計画(案)これは実は何を言おうかという、このみどりのポスターの主催のところに、立川市・立川市教育委員会・薬物乱用防止推進協議会と書いてございます。協力団体は約40協力団体があるのですが、この事業計画のマーカークーペンで引いたところを読ませていただきますと、東京都の市長会が平成13年7月に決定いたしました青少年の薬物汚染を防止するための行動計画というものができました。その議決に従い、立川市が、いち早く青木市長が取り上げてくださりまして、市長を本部長、助役が副本部長、教育長が副本部長というふうな青少年薬物乱用対策推進本部を立ち上げていただきました。その実動部隊として薬物乱用防止推進協議会が支援しております。また、設営の当番は市の教育委員会生涯学習課と福祉保健部の健康推進課とが毎年交互に設営していただくという形でやっております。

以上、ご報告申し上げます。

藤本委員長 ありがとうございます。これに質問はございませんね。

総務課長、特にございませんか。

渡邊総務課長 はい。

藤本委員長 長時間ありがとうございました。以上で本日の会を閉じたいと思いますが、今回は11月24日、第22回立川市教育委員会定例会は1時半からと予定しております。その日は小学校PTAとの懇談会というのも予定されておりますので、ご承知おきください。

閉会の辞

藤本委員長 それでは、本日の第21回立川市教育委員会定例会を以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

午後 3時50分閉会

署名委員

.....

委員長